

平川市地域公共交通計画策定業務仕様書

1 業務委託名

平川市地域公共交通計画策定業務

2 目的

全国的に、自家用自動車への依存の高まりや人口減少が進む中、バスや鉄道利用者が減少し、民間交通事業者や自治体の財政負担が増加、路線バスや鉄道の減便・廃止等、公共交通事業をとりまく環境が年々厳しさを増している。

本市においても例外ではなく、市民生活の確保・維持のために市民の通勤・通学・買い物・通院等に考慮した利便性が高い持続可能な公共交通網の構築が喫緊の課題となっている。

また、令和4年度の新庁舎開庁に合わせ、平川市循環バス、碓ヶ関・平賀線バス、乗合タクシー、鉄道等、地域公共交通を全面的に再点検し、新庁舎に来庁される方、買い物をされる方そして地域の特性に考慮した地域公共交通の再編をするため、地域公共交通のマスタープランとなる平川市地域公共交通計画を策定するものである。

3 対象地域

平川市全域とする。

4 業務委託期間

契約締結日から令和3年3月29日までとする。

5 業務内容

現時点で想定する業務内容は下記のとおりである。なお、受託者の提案を踏まえ、協議の上、内容の変更および調整を行うこととする。

(1) 平川市の公共交通における現状・課題の整理

統計データや既存調査等を活用し、地理的条件、人口動態、施設の立地状況等の把握や地域毎の特性・実情を把握し、平川市の公共交通の課題を整理する。

また、令和元年度に実施した「平川市バス交通に関するアンケート調査」の結果を基礎資料とし、必要に応じて再度市民アンケート調査や座談会形式のヒアリング調査を実施する。

(2) 交通事業者へのヒアリング調査

交通事業者の実状や、今後の公共交通の維持等に対する意向など把握するため、ヒアリング調査を実施し、これまでの取組状況、社会的背景を踏まえた公共交通の課題そして財政状況等を整理する。

(3) 基本的な方向性の検討

平川市の目指す方向性や地域公共交通のあるべき姿を検討する。

(4) 課題解決に向けた具体施策の検討

公共交通に関する現状・課題を踏まえ、分析・検討をし、新たな公共交通体系の提案を含めた具体施策の実現に向けて検討する。

(5) 平川市地域公共交通計画の作成

上記を踏まえ、平川市地域公共交通計画をとりまとめる。

なお、国土交通省から示される本計画に記載が必要な事項を踏まえるものとする。

(6) パブリックコメントの実施支援

市のホームページや窓口等で実施するパブリックコメントの実施にあたり、わかりやすく計画内容を公表するため、概要版の作成を行う。

(7) 平川市地域公共交通協議会の開催支援

会議の開催にあたり必要となる資料の作成、会議への出席・資料説明、議事録の作成を行う。

※3回程度の開催を想定。

(8) 協議・打ち合わせ

業務を円滑に進めるため、事務局と受託者の協議・打ち合わせを5回程度行う。

6 策定スケジュール (予定)

項目	日程
交通事業者等へのヒアリング	契約締結日から令和2年10月
市民アンケートの実施、集計・分析	契約締結日から令和2年10月
平川市地域公共交通協議会	令和2年8月、11月から12月、3月
計画素案の提示	令和2年12月
パブリックコメント	令和3年2月
計画の策定	令和3年3月

7 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、仕様の詳細は協議の上決定する。

(1) 業務報告書 (A4版) 1部

(2) 平川市地域公共交通計画 (A4版) 製本 50部

(3) 平川市地域公共交通計画 (概要版) 30部

(4) 電子媒体 (CD-R等) 一式

(5) 本業務において収集および作成した資料および電子データ (CD-R等) 一式

※電子媒体については (1) から (3) それぞれをPDFおよび加工可能なデ

ータ形式（ワード、エクセル等）で作成する。

8 留意事項

（1）法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様の定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。

（2）受託者の責務

受託者は、業務の遂行にあたり技術を最大限発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定められない内容であっても積極的に提案を行うこと。

（3）業務遂行上の費用

本業務の遂行等において、本仕様書に明記のないものであっても、必要と認められる事項については、発注者と協議のうえ、原則として受託者負担により実施するものとする。

（4）資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、受注者に貸与するものとする。貸与資料については、厳重に管理するものとし、外部に漏洩してはならない。

また、業務完了後速やかに返却するものとする。

（5）守秘義務

業務で知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らしてはならない。

（6）再委託の禁止

受託者が業務内容のすべてを一括して第三者に委託することを認めない。ただし、業務の一部を再委託したい場合は、あらかじめ事務局の承認を得ることとする。

（7）成果品の帰属

本業務で得られた成果品の著作権は、ホームページへの掲載を含めすべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の承認を得ずに複製、使用、流用または他への公表をしてはならない。

（8）その他

業務の遂行で疑義が生じた場合は、事務局と協議のうえ、別途定めるものとする。また、納品後、成果品に瑕疵があることが判明した場合は、受託者が責任をもって是正すること。